明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

様式第二十八中「第50条から第65条」を「第48条から第58条、第59条から第65条、第65条の３及び第65条の４」に改める。

（中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部改正）

第十一条　中小企業等経営強化法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　［略］ （認定情報処理支援機関） **第二条**　経済産業大臣は、法第四十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一　［略］ 二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。 イ　［略］ ロ　三年以上のソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績又は十者以上の中小企業等に対するソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績を有していること。 2　［略］ **第三条～第十条**　［略］ **様式第１**（第２条第２項関係及び第８条関係） ［略］ ２．情報処理支援業務に関する事項 一　情報処理支援業務の内容 (1)　申請者における中小企業等の導入及び生産性向上の支援実績 ［略］ (2)～(4)　［略］ (5)　サービス等の数	**第一条**　［略］ （認定情報処理支援機関） **第二条**　経済産業大臣は、法第四十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一　［略］ 二　次のいずれにも適合していると認められること（法人にあっては、その人的構成に照らして、次のいずれにも適合していると認められること。）。 イ　［略］ ロ　三年以上のソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績又は十者以上の中小企業者等に対するソフトウェア又は情報処理サービスの提供実績を有していること。 2　［略］ **第三条～第十条**　［略］ **様式第１**（第２条第２項関係及び第８条関係） ［略］ ２．情報処理支援業務に関する事項 一　情報処理支援業務の内容 (1)　申請者における中小企業者等の導入及び生産性向上の支援実績 ［略］ (2)～(4)　［略］ (5)　サービス等の数
中小企業等に提供するサービス等の数	件
中小企業者等に提供するサービス等の数	件

備考	備考
1　中小企業等に提供するサービス等についてそれぞれ別紙を作成し、添付すること。 ［略］	1　中小企業者等に提供するサービス等についてそれぞれ別紙を作成し、添付すること。 ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令）

第十二条　国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（目的） **第一条**　この省令は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して産業競争力の強化を図るためには、我が国の事業者が、他の事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることにより高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を促進することが重要であることに鑑み、法第四十六条第二号に規定する国内外における経営資源活用の共同化に関する調査の適切な実施を確保し、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することを目的とする。 （経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十六条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一～五　［略］ 2　［略］	（目的） **第一条**　この省令は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して産業競争力の強化を図るためには、我が国の事業者が、他の事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることにより高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動を促進することが重要であることに鑑み、法第四十八条第二号に規定する国内外における経営資源活用の共同化に関する調査の適切な実施を確保し、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することを目的とする。 （経営資源活用の共同化に関する調査） **第三条**　経済産業大臣は、法第四十八条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。 一～五　［略］ 2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第四項の経済産業省令で定める関係を定める省令の一部改正）

第十三条　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二条第四項の経済産業省令で定める関係を定める省令（令和二年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。